

## 著作者の実名の登録に関する公示

著作権法(昭和45年法律第48号)第75条第1項に基づき、無名又は変名で公表された著作物について次のとおり実名登録を行ったので、同法第78条第3項に基づき公示する。

令和7年12月3日 文化庁長官 都倉 俊一

申請の受付の年月日	登録番号	著作物の題号	著作物が最初に公表された年月日	公表の際に表示された著作者名	著作物の種類	登録の原因	著作者の実名
令和7年7月4日	40954 の 1	わたしのね	令和7年6月25日	Satoshi Kameoka	楽曲	この著作物は、令和7年6月25日にSatoshi Kameokaの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名の登録をする。	亀岡 智
令和7年8月6日	40965 の 1	水晶の翼Ⅱ	令和7年6月2日	無名	言語の著作物	この著作物は、令和7年6月2日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名の登録をする。	工藤 美里
令和7年8月13日	40973 の 1	猫説(仮)	令和7年7月16日	心洗の猫	言語の著作物	この著作物は、令和7年7月16日に心洗の猫の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名の登録をする。	WANG SEN 王 森
令和7年8月14日	40976 の 2	パパの柿の木(美術の著作物)	平成28年9月29日	亭島 和洋	美術の著作物	この著作物は、平成28年9月29日に亭島 和洋の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名の登録をする。	亭島 和彦
令和7年8月25日	40999 の 1	琵琶湖	令和7年8月18日	gavrier	楽曲	この著作物は、令和7年8月18日にgavrierの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名の登録をする。	香川 由紀子
令和7年8月25日	41001 の 1	きたのん	令和7年8月15日	無名	美術の著作物	この著作物は、令和7年8月15日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名の登録をする。	田上 純
令和7年9月1日	41003 の 1	前世占い	平成19年4月1日	無名	美術の著作物	この著作物は、平成19年4月1日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名の登録をする。	本田 栄子
令和7年9月22日	41067 の 1	わたしのきもち	令和7年9月8日	Satoshi Kameoka	楽曲	この著作物は、令和7年9月8日にSatoshi Kameokaの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名の登録をする。	亀岡 智